

管理者兼務許可申請について

＜管理者兼務許可とは＞

薬局等^{※1}の管理者が、その薬局等以外の場所で業として薬局等の管理その他薬事に関する実務に従事する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第7条第4項ただし書^{※2}の規定に基づき、管理者兼務許可を受ける必要があります。薬局等の管理者が、学校薬剤師の業務を行ったり、浜松市夜間救急室において夜間・休日等の調剤業務に輪番で従事したりする場合など、あらかじめ管理者兼務許可申請をしてください。

※1 店舗販売業、卸売販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業を含む

※2 店舗販売業の場合は、法第28条第4項ただし書

卸売販売業の場合は、法第35条第4項ただし書

高度管理医療機器等販売業・貸与業の場合は、法第39条の2第2項ただし書

＜管理者兼務許可を受けた後の注意点＞

管理者兼務許可の内容に変更が生じる場合は、新たに兼務許可を受ける必要があります。以下のような場合は、新たに管理者兼務許可申請をしてください。ただし、管理者の住所が変わる場合は申請の必要はありません。

学校薬剤師

- ・ 学校薬剤師を引受ける学校が変わる（従事先の数の増減も含む）場合
- ・ 薬局等を異動し、異動先でも管理薬剤師として従事する場合
- ・ 薬局等の開設者が変わる場合
- ・ 薬局等が移転する場合

夜間救急室

- ・ 薬局等を異動し、異動先でも管理薬剤師として従事する場合
- ・ 薬局等の開設者が変わる場合
- ・ 薬局等が移転する場合

管理薬剤師でなくなった場合、兼務をしなくなった場合は、廃止届の提出が必要となります。また、管理者兼務許可の内容に変更が生じる場合、新たに兼務許可申請をしたうえで、現状の許可は廃止届の提出が必要となります（変更の手続きはありません）。

ご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。



浜松市保健所 保健総務課（TEL: 053-453-6135 FAX: 050-3535-5945）
保健所浜北支所（TEL: 053-585-1172 FAX: 053-585-3671）